

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【公表番号】特表2018-505862(P2018-505862A)

【公表日】平成30年3月1日(2018.3.1)

【年通号数】公開・登録公報2018-008

【出願番号】特願2017-533337(P2017-533337)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/19	(2006.01)
A 6 1 P	1/02	(2006.01)
A 6 1 P	29/02	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/662	(2006.01)
A 6 1 K	33/42	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)
A 6 1 P	31/10	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	33/14	(2006.01)
A 6 1 K	33/16	(2006.01)
A 6 1 K	31/573	(2006.01)
A 6 1 Q	11/00	(2006.01)
A 6 1 K	8/20	(2006.01)
A 6 1 K	8/24	(2006.01)
A 6 1 K	8/365	(2006.01)
A 6 1 K	8/55	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/19	
A 6 1 P	1/02	
A 6 1 P	29/02	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	31/662	
A 6 1 K	33/42	
A 6 1 P	43/00	1 1 3
A 6 1 P	31/04	
A 6 1 P	31/10	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	33/14	
A 6 1 K	33/16	
A 6 1 K	31/573	
A 6 1 Q	11/00	
A 6 1 K	8/20	
A 6 1 K	8/24	
A 6 1 K	8/365	
A 6 1 K	8/55	

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月17日(2018.12.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

口腔内損傷、口内炎、口内疼痛、慢性唾液分泌減退またはそれからの合併症を予防または治療するための液体組成物を製造するために適合された粉末であって、

グリセロリン酸カルシウムまたはグルコン酸乳酸カルシウム；

リン酸ナトリウム；および

塩化ナトリウム

を含む粉末。

【請求項2】

前記粉末が、該粉末の少なくとも約5%w/wかつ多くとも25%w/wの量のグリセロリン酸カルシウムを含む、請求項1記載の粉末。

【請求項3】

前記リン酸ナトリウムが、前記粉末の少なくとも約0.5%w/wかつ多くとも約1.0%w/wの量で存在する無水リン酸一水素ナトリウム、および/または前記粉末の少なくとも約0.3%w/wかつ多くとも約6%w/wの量で存在する無水リン酸二水素ナトリウムを含む、請求項1または2記載の粉末。

【請求項4】

前記無水リン酸一水素ナトリウムが前記粉末の多くとも約4.5%w/wの量で存在し、前記無水リン酸二水素ナトリウムが前記粉末の多くとも約2.5%w/wの量で存在する、請求項3記載の粉末。

【請求項5】

pH緩衝剤をさらに含む、請求項1～4のいずれかに記載の粉末。

【請求項6】

前記pH緩衝剤が、前記粉末の少なくとも約1%w/wかつ多くとも約7.5%w/wの量で存在する、重炭酸ナトリウムである、請求項5記載の粉末。

【請求項7】

前記液体組成物のpHが約6.5と約7.5の間である、請求項6記載の粉末。

【請求項8】

シリカをさらに含む、請求項1～7のいずれかに記載の粉末。

【請求項9】

前記粉末が、該粉末中の固体成分の質量百分率に基づいて計算して、少なくとも約20,000ppmである濃度でカルシウムを含む、請求項1～8のいずれかに記載の粉末。

【請求項10】

前記組成物が、前記粉末中の固体成分の質量百分率に基づいて計算して、少なくとも約60,000ppmである濃度でリン酸塩を含む、請求項1～9のいずれかに記載の粉末。

【請求項11】

前記粉末が、フッ化物塩、鎮痛薬、抗ヒスタミン剤、コルチコステロイド、抗菌薬、抗真菌薬、香味料、または保存料の1つ以上をさらに含む、請求項1～10のいずれかに記載の粉末。

【請求項12】

口腔を有する対象において、治療の必要がある、口腔内損傷、口内炎、口内疼痛、口腔乾燥症、慢性唾液分泌減退、またはそれからの合併症の1つ以上を治療する方法に使用するための請求項1～11のいずれかに記載の粉末であって、

前記方法が、前記粉末を水と混合して液体組成物を形成する工程；前記液体組成物を前記対象の口腔内に入れる工程；および前記対象の口腔から前記組成物を吐き出す工程をしてなる、前記粉末。

【請求項 1 3】

前記対象が、口腔乾燥症または慢性唾液分泌減退の治療の必要がある、請求項 1 2 記載の使用のための粉末。

【請求項 1 4】

カルシウムイオンおよびリン酸イオンが過飽和している液体組成物であって、請求項 1 から 1 1 いずれか 1 項記載の粉末を水と、約 0 . 0 0 5 : 1 から約 0 . 1 : 1 の粉末対水の質量比で混合した生成物である液体組成物。

【請求項 1 5】

前記液体組成物が、目に見える粒子または沈殿物を実質的に含まない、請求項 1 4 記載の液体組成物。